

十勝圏複合事務組合くりりんセンター土地・建物の利活用に関する調査 実施要領

1 趣旨

新施設の稼働に伴い、令和 10 年 3 月 31 日をもって廃棄物の受入れを終了し、廃止を予定している十勝圏複合事務組合くりりんセンターの土地・建物について、事業者向けに取得希望調査を行い、廃止後の利活用について検討の参考とするものです。

2 対象所有地

資料 1 「くりりんセンター土地・建物資料」のとおり。

※当該地は市街化調整区域であることから建築等に制限があり、法令等に抵触する活用はできませんのでご留意ください。

3 取得希望調査の内容

(1) 対象者

取得するに相応しい資力、信用力及び法的資格を有し、取得後の事業実施に必要な免許等を有する事業者又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者。
- ・ 組合が準用する帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者。

(2) 調査項目

- ① 取得希望条件（更地・建物あり）
- ② 活用内容
- ③ 活用範囲（全体・一部）
- ④ 想定される課題
- ⑤ その他

4 調査の手続き

(1) 現地確認

現在稼働中の施設につき、現地見学会の開催は予定しておりませんが、確認したい場合は「7 問い合わせ先」にご相談ください。

(2) 調査票の提出

様式1「取得希望調査票」を作成し、電子メールにてご提出ください。

なお、電子メールの件名は『取得希望調査票の提出』としてください。

- ① 調査期間 令和6年7月10日（水）から8月9日（金）まで
- ② 提出先 「7 問い合わせ先」 のとおり

5 留意事項

くりりんセンター跡地の利活用について

本調査は、くりりんセンター土地・建物の取得希望について調査するものですが、売却等の処分やその他利活用の手法について決定しているものではありません。

また、仮に組合が売却した場合においても、当該地の活用に関する法的な制約については、取得事業者がそれぞれ所管する官庁と協議する必要があります。

6 別紙・参考資料

資料1 くりりんセンター土地・建物資料

様式1 取得希望調査票

様式2 質問書

参考資料1 帯広圏都市計画(帯広市・音更町・芽室町・幕別町) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(7ページご参照) (北海道HPより)

参考資料2 中島地区エコタウンの整備について(見直し) (帯広市より)

7 問い合わせ先

〒 080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地

十勝圏複合事務組合くりりんセンター 担当 長江

TEL: 0155-37-3550 fax: 0155-37-4119

Mail: kuririn-c@tokachiken.hokkaido.jp

8 調査内容に関する質問

本調査に関して、確認したい内容等がある場合は、様式2「質問書」に質問内容を記載の上、電子メールにて8月2日（金）までにご提出ください。なお、電子メールの件名は『質問書の提出』としてください。質問に対する回答は、個別に行います。